

## 神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年号外法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年号外国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の添付書類)

**第2条** 法第5条の3第1項の規定により、管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、公益財団法人マンション管理センター(以下、「センター」という。)が発行する事前確認適合証を添付する場合は、施行規則第1条の2第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の添付を要しない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新の申請について準用する。

(認定しない場合の通知)

**第3条** 知事は、計画の認定の申請が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書(第1号様式)により、管理計画の認定を申請した者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6の認定の更新の申請及び法第5条の7の管理計画の変更の申請について準用する。

(報告の徴収)

**第4条** 法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等(第2号様式及び第3号様式)により行う。

(改善命令)

**第5条** 知事は、法第5条の9の規定により、改善命令をする場合は、改善措置命令書(第4号様式)により、認定管理者等に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

**第6条** 認定の申請をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取下げようとする場合は、取下げ届(第5号様式)により、知事に届け出るものとする。

なお、センターの管理計画認定手続支援サービスにより申請が行われた場合は、これに依らず支援サービスにより申請を取下げることができる。

(管理の取りやめ)

**第7条** 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、取りやめ申出書(第6号様式)により、知事に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

**第8条** 知事は、法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書(第7号様式)により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

**第9条** 認定申請をしようとする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者（認定管理者等）  
住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

管理状況の報告について

年 月 日付け 第 号により報告を求められた事項について、マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第4条の規定により、次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項

2 報告の内容

注）申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

第5号様式（第6条関係）

取下げ届

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者（認定管理者等）

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

次の申請を取り下げたいので、マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第6条の規定により届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの位置
- 4 取下げの理由

第6号様式（第7条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者（認定管理者等）

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第7条の規定により申し出ます。

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係るマンションの位置

4. 取りやめの理由